平成27年(ハ)第496号　慰謝料請求事件
原告
被告

2015年6月4日

八王子簡易裁判所　御中

原告準備書面(2)

原告

始めに
被告ブログに投稿されている坪井記事中の、原告の個人情報暴露、罵詈雑言に類するもの、嫌悪感を与えるもの、倫理的観点などから問題ある記事の削除を求め続けて4年半が過ぎる、これに対して被告は何らの理由も示さず応じない。
この記事中から、見えてきた原告なりの事実がある、それは事件屋と過激派が混在した10・24検察糾弾デモとは、一大司法改革には至らない構成的欠陥があった。

> 11.5デモで隣り合わせになった裁判被害者の方と話をした、元市議の小川さんは弁護士と共謀した裁判長から全財産を奪われ 3年もホームレスをしていたそうです 眉唾かなと思いましたが画像に出ていた
>
> ■元千葉県柏市市会議員の小川達郎さんで、議員の時に、裁判所もからんで戸籍 を改ざんされたことで、柏市役所を訴えて裁判をおこし・・
> http://www.youtube.com/watch?v=JtTwlVNcG2w
> 遂犯無罪 2010-11-07 18:59:40

当時に小川達夫は小川達郎と名乗り、同行する吉田は吉田卓郎としていた、、最近まで、このyoutubeの画像は見ることが出来たが、突然に削除されている。

被告から誘われて参加した10・24デモの10日後に行われた「マスコミの偏向報道を許さない　11・5デモ」 この11・5デモで小川・吉田と知り合った、10・24デモでの遭遇とは記憶違いであった。
この11・5デモは小沢一郎の支援者が主催して、これを被告が誘うとは不審であったが、小沢は本気で革命を志向しているから、被告はこれを支援するという、しかし忌み嫌う風見鶏・小沢一郎の戯言に断わりたかった。

しかし検察糾弾デモとあり、気が進まないままに参加、このときに知り合ったのが、小川吉田である、小沢無罪へのシュプレヒコールには口を閉ざしたが、この小沢デモには田中などいわゆる過激派の参加が意外だった、小沢信者の吉田・小川のような事件屋と、過激派の同床異夢のような不可解なデモであった。
続いて、市民の連帯の会(元公安検事・三井環)が主宰する12・4デモにも参加した。この全国一斉検察糾弾デモに期待をしていたが、その後の原発爆発や、小沢支援者が介在したデモでは盛り上がらず終息してしまった。

争点Ａ プロバイダ責任制限法違反　不法行為としての侮辱行為

2010 年末より、被告ブログに投稿されている坪井の記事は、原告を侮辱する悪罵雑言に加えて、原告の個人情報の流布等の違法・不法行為は明らかである、然るに削除要求から4年半が過ぎても、管理者・被告は削除に応じない。

明らかな人権侵害記事を削除しない理由とは何か、それは被告がある運動目的に基いた理念実現に、坪井事件を流用しようと企んでいるからだ。
その企てとは、「狂言事件に示談で揉消した裁判官・外交官」である、これほど解り易い司法の崩壊はない、原告の主張、証明した「架空刑事裁判」に並ぶ、日本司法崩壊への双璧となる、憲政司法以来の司法革命の突破口となる。

甲第6号証

この訴訟のポイントは、狂言事件に密やかな示談で揉消した学生の親の裁判官・外交官にある

平成22年(ワ)第891号

器物破損(ホームレス狩)及び精神的苦痛等等訴訟事件

平成22年11月11日

さいたま地方裁判所　第5民事部3係　御中

被告が支援するというホームレスの裁判闘争、この話に関心を寄せて面会を求めたが被告は男との連絡が付かない等の理由から、適ったのは半年後の10・24デモである。
このときに被告から男(坪井)への裁判支援を要請された。
被告は坪井のブログについては言わず、また坪井との話の中でもブログの存在は伝えられていない、この坪井ブログを知れば支援などはしなかった。

検事が呼んだ親子・・他の三人(裁判官・外交官)は示談で解決しているから、示談をするように検事は勧めた、これに検事と裁判官が関係しているか解らないが、問題は、この事実を過激派である田中が知ったということだ。
たぶん田中は坪井の事件は狂言であることは推知している、これを検察などとの取引に使う意図が有っての支援ではないか、それが「あかんべえ～」である。

要するに、検事(安藤親子を呼びつけた)も私も、他の共犯者も安藤が事件に加わっている事は明白の事実と思っている事であり、だから検事も親子で呼びつけた。

しかし、被告人安藤佳南子は、今まさに検事の注意をよそに、再度、虚偽の言い訳でこの民事を乗り切ろうとしている。

親子で呼ばれた注意をを無視している行動は、検事や当裁判そして私に対して愚弄しているとしか言いようが無い。

もし安藤の理由が真実なら、それは「不起訴猶予」ではなく「嫌疑不十分」や「証拠不十分」だろう。

燃やせ殺せ事件の”被害者”坪井は、事件から半年後の 2007 年 12 月に、国民的被害者救済運動を訴える内容のブログを開設した。

坪井提訴に際しての調査から、坪井ブログを知り読んだところ、事件の真相を知る関係者や、坪井の主張に批判的な投稿者からの記事から、またこれに反論できない坪井に対して、ホームレスを装った自作自演の狂言事件との指摘がされる藪蛇となった。この中には、坪井の暴行、付き纏い、訴訟目的は強請など具体的な記事が見られる。

そして被告ブログには、”一石”とした坪井の記事、この内容から被告の主張・行動する生存権の行使とは真逆な坪井の意見が述べられている、
この坪井のテーゼは、北詰淳司・吉田卓朗・訴外谷口功まで繋がる、事件屋からの原告バッシングの基底を為した、この全文を提出する　　甲第7号証

坪井ブログでの正論に対して、被告は「あかんべ～」、そして被告ブログでの原告からの抗議主張に対して、「目糞鼻くそを笑う類だ」 これが被告の坪井支援の総てである。

9. Re:田中さま

＞流浪の民の乱さん
その、喧嘩には感動がない。
他人に対する愛がない。
己は己であって、己でないといういさぎよさがない。

どっちもどっち、目糞鼻くそを笑うの類だ。
仲裁するつもりも、肩入れするつもりもないので、双方とも、どうか、よろしく。

田中洌 2010-12-30 04:45:07

以上

請求の拡張の理由については、本準備書面（2）の中で論証しているとおり、訴状作成時には確認しなかった、被告ブログの未削除記事の残存からの拡張である。

証拠
甲第6号証から、甲第9号証まで提出する。

平成27年(ハ)第496号　慰謝料請求事件
原告　　被告

2015年6月4日

八王子簡易裁判所　御中

原告の証拠説明書(2)

号証	標目	原本写し	作成者	立証の趣旨
甲6	さいたま地裁　平成22年(ワ)第891号事件 被告が原告として提訴した民事訴訟の原告書面	写し	坪井隆作	2010年12月、坪井との面談で見せられた、原告坪井が埼玉地裁で係争中の原告書面、この内容から我がhpに公開したところ、坪井は列火の如く怒り消去を求めてきた。 その理由とは、この訴訟提起の訴状では、他の三人とは示談済であること隠していた、しかし被告代理人の反証により嘘であると証明された。 そこで、これを認める内容の準備書面は、決して知られたくない、公開を怖れている原告坪井の準備書面。
甲7	被告ブログ・ルンペン放浪記 2011年10月21日	写し	坪井隆作	被告は、坪井事件は狂言事件と推知或いは認識している、だから本準備書面(2)の最終章にある、目糞鼻くそを嗤う等と捨てせりふを吐いている。 それから10月後のこの坪井記事の掲載放置は正しく、原告への憎悪悪意の表れであり、坪井事件支援は社会正義目的ではない事実。
甲8	燃やせ 殺せコールの被害者本人 2007年12月7日開設	写し	坪井隆作	坪井の事件に対する疑問・質問に坪井は完全黙秘、誰が見ても坪井の狂言事件であることは読み取れる。 また被告を名指しした、「支援するに値する被害者か」との声もある。 それに対して被告は「あかんべぇ～」不実極まる被告の人格証拠である。
甲9	被告ブログ・ルンペン放浪記 2011年10月	写し	原告坪井被告	この頃は、坪井が提訴した埼玉地裁での敗訴判決が出ている、それ故に坪井訴追の補強証拠としてはこのブログ記事は価値がある。 削除要求にも係らず、坪井による原告の実名・住所・個人情報記載を長年放置する理由とは何か、原告は坪井と北詰の共同謀議から、被疑者送検事件にされた、釈明を求める。

平成27年(ハ)第496号　慰謝料請求事件

2015年6月7日

八王子簡易裁判所　御中

原告準備書面(3)

原告

被告の送達先調べに際して、被告ブログのコメント欄に、訴訟提起の旨を伝えて、住所地を明かすように原告のメールアドレスを書き込んだ。
数回同じ内容を投稿したが回答は得られなかった、やっと探した送達先から提訴が適って訴状送達がされた6月6日の、被告ブログには、「いいがかりを付けて・・」とある。

おいおい。

2015年06月06日 NEW！
テーマ：語り

貴兄の名前は忘れたが、八王子裁判所から手紙が届いた。

いいがかりをつけて金をとろうなんていい加減にしろ。困っているからいくらかくれと直接いってほしい。そうしたら振り込む。

正義面をして裁判なんて、最低だぞ！
判っているのか。
0429－32－4828

正義面をして裁判なんて・・そういう被告も正義面して万歳アタック裁判を好んでいる。

2013年12月22日
テーマ：語り　騙りとすべき

NHKと裁判になるんだが、こてんぱんにやられるのはわかっている。

しかしとことんやる。やろうと思っている。

被告も支援記事を投稿していた、柏市戸籍改竄事件の吉田卓朗も、送達先を隠して訴状の取下げに至った、また坪井に至っては住所地を偽り、裁判所窓口での手渡し送達となった。
訴状にあるとおり、対価を伴わない私人間の訴訟提起は、訴えの利益が無いとして訴状審査で撥ねられる、原告としては三十発ぐらい被告を殴り、胸倉を掴んでゲロを吐かせたい、しかし暴力的解決が禁止されているから、法的手段に委ねるしかない。

金に困っての訴訟沙汰とは何たる言い草か、公然(ネット上)と愚弄・侮辱する被告は常々に「下々」と見下した表現をする、事件屋・吉田卓朗らも、訴訟詐欺者と実名を挙げてネット流布している、満腔の怒りを込めて法廷に引きずり出す。

以上

平成27年(ハ)第496号　慰謝料請求事件

2015年7月10日

八王子簡易裁判所　御中

原告準備書面(4)

原告

どうやら擬制自白する様相だが、判決に至れば勝敗はともあれ事実認定が怖い、また和解になっても調書が残る・・となればダンマリが賢い、坪井の虚偽告訴から送検事件された、事件支援するならば、その結果にも責任を負う覚悟がいる。

> ＞遂犯無罪さん
> HPを一瞥した。
>
> それが楽しいんだな。ヘイトスピーチのにーちゃん、ねーちゃんたちのことを想像した。
> 受けて立たないけれど、とてもあわれだと思う。
>
> 田中洌 2015-06-07 17:28:38

ブログ記事の削除

昨年1月22日、埼玉県警による坪井への名誉棄損容疑で家宅捜査が入った、このときに逮捕はされなかったが検察指揮ゆえに送検事件となると云われた。

田中とは疎遠であるが、坪井の虚偽告訴からの捜査である以上、坪井の素性を知る田中から朝霞警察に意見申立を期待してメール送信をした、それに対して「行きます、話を聞きに」これだけでその後も音信は無い。

現在尚、田中のブログには、坪井に拠る当方の氏名・住所・電話番号などの個人情報、またプライバシー権を侵害する期日など公開されたままである、坪井が当方に対して何をしてきたか、市役所には何度も行き違法手続きで個人情報の開示までしている、また我が再審事件の弁護士事務所、更には事件関係者宅まで押しかけている。

橋の下から法廷闘争する男を紹介するとい言ってから半年後の2010年10月の引き合わせだ、しかし少なくとも、2009年1月には学生らの投稿から、坪井の狂言事件であると知っていた筈だ、ここら辺のところが争点となる、それを「困っているから幾ら欲しい・・」 見上げた腐れ偽善者だ。